

証券コード 3943
平成 27 年 6 月 5 日

株 主 各 位

北九州市八幡東区桃園二丁目7番1号

大 石 産 業 株 式 会 社

代表取締役社長 大 久 保 則 夫

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
なお、午前9時45分頃より、当社第69期トピックスに関するビデオを放映する予定です。
2. 場 所 北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号
北九州八幡ロイヤルホテル ロイヤルホール（2階）
◎ 裏面記載のご案内図をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 - 1.第69期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第69期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会終了後、株主懇談会を開催いたします。なお、軽食を用意しておりますので、お気軽にご出席ください。

目 次

事業報告	3
連結貸借対照表	17
連結損益計算書	18
連結株主資本等変動計算書	19
連結注記表	20
貸借対照表	29
損益計算書	30
株主資本等変動計算書	31
個別注記表	33
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本） ...	39
会計監査人の監査報告書（謄本）	40
監査役会の監査報告書（謄本）	41
株主総会参考書類	42

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費の減退はあったものの、政府や日銀の経済・金融政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、中国や新興国経済の成長鈍化や円安による原材料の高騰など、依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、提案営業による顧客満足を徹底的に追求するとともに、環境配慮型の製品開発を推進し業績向上に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は178億64百万円（前連結会計年度比0.9%減）となり、営業利益5億74百万円、(同21.2%減)、経常利益7億97百万円（同15.6%減）、当期純利益5億5百万円（同16.0%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

1) 緩衝機能材事業

パルプモールド部門は、畜産分野では季節により増減はありましたがほぼ前年並みとなりました。農業分野では春先のりんご収量減の影響で減収となりました。工業品分野では事務機器や医療機器向けで増収となったものの、消費材向けで減収となり同分野では減収となりました。

段ボール部門は、工業分野では建築・食品関連分野が堅調に推移しましたが、出荷形態の変更による需要減少等により前年並となりました。農業分野では秋以降の蔬菜や果樹類は堅調に推移しましたが、春先の消費低迷や畜産関連の消費不振による需要減少の影響で減収となりました。

この結果、当事業の売上高は79億93百万円（前連結会計年度比2.5%減）となりました。

2) 包装機能材事業

樹脂部門は、P Sフィルムは食品容器向けと新分野向けに積極的な拡販と機能提案を強化したことで増収となりました。キャストフィルムは衛生材料向けが堅調に推移し増収となり、フィルム全体では増収となりました。樹脂袋は新規拡販に努めたものの、肥料需要の減少により減収となりました。

紙袋部門は、国内では需要の減退がみられたものの、提案営業、技術サービスによる顧客満足向上に取り組んだ結果、増収となりました。海外ではラミネート製品製造の合併会社であるマレーシア国 ENCORE LAMI SDN. BHD. 製の材料活用、提案営業による新規顧客獲得や既存顧客拡販に努めて参りましたが、中国経済減速と東南アジア需要低迷の影響による販売減少が響き、減収となりました。

この結果、当事業の売上高は93億31百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額10億92百万円で、主なものは次のとおりであります。

CORE PAX(M) SDN. BHD.	建物	329百万円
段ボール北九州工場	機械装置	301百万円
フィルム九州工場	機械装置	84百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は自己資金および借入により行い、増資あるいは社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府や日銀の各種政策による雇用や所得環境の改善が続くなかで、原油価格下落の影響もあり、回復基調が続くものと期待されるものの、引き続き海外景気の下振れリスクなどもあり不透明な状況が続くものと推測されます。

このような状況下、当社グループは、提案営業による顧客満足を徹底的に追求するとともに、環境配慮型の製品開発を推進し業績向上に努めてまいります。

なお、来期におけるセグメント別の取り組みは以下のとおりであります。

1) 緩衝機能材事業

- ・新製品開発と新機能研究および収益体制の強化
- ・新機能・新製造設備開発による農畜産分野、工業品分野、小売含めた商業分野への拡販
- ・地域密着営業と総合包装提案による顧客満足向上
- ・品質向上と生産性の継続的改善によるコストダウン

2) 包装機能材事業

- ・コーティング製品拡販および新機能フィルムの製品開発と市場開拓
- ・新技術による品質および生産性の向上と提案営業による顧客満足向上
- ・ENCORE LAMI SDN. BHD.の安定操業およびCORE PAX(M) SDN. BHD.の原料コスト競争力強化

(5) 財産および損益の状況の推移

1) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 66 期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第 67 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第 68 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第69期(当連結会計年度) (自 平成 26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売 上 高	16,886	17,430	18,030	17,864
経 常 利 益	846	1,156	944	797
当 期 純 利 益	414	717	601	505
1 株当たり当期純利益	48.18円	84.85円	73.47円	63.00円
総 資 産	15,943	16,641	18,359	18,897
純 資 産	9,572	10,176	10,524	11,319
1 株当たり純資産額	1,119.95円	1,214.93円	1,309.97円	1,410.91円

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数により計算しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。

2) 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 66 期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第 67 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第 68 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第69期(当事業年度) (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売 上 高	16,229	16,731	17,397	17,264
経 常 利 益	922	1,137	939	863
当 期 純 利 益	494	722	596	554
1 株当たり当期純利益	57.49円	85.40円	72.90円	69.13円
総 資 産	15,037	15,820	16,127	16,606
純 資 産	9,177	9,676	9,922	10,612
1 株当たり純資産額	1,073.72円	1,155.19円	1,237.29円	1,323.35円

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数により計算しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。

(6) 親会社および子会社の状況

- 1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- 2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア ク シ ス	百万円 70	% 100	各種情報機器販売、映像・デザイン等の各種情報コンテンツの制作業等
CORE PAX(M) SDN. BHD.	百万RM 4	100	大型クラフト紙袋の製造
大 連 大 石 包 装 有 限 公 司	百万USドル 2	100	パルプモールド製品および金型の製造販売
ENCORE LAMI SDN. BHD.	百万RM 3	80	ラミネート製品の製造販売

(注) 連結対象会社は上記の子会社4社であります。

(7) 主要な事業内容

事 業 部 門	主 要 製 品 お よ び 事 業 内 容
緩 衝 機 能 材 事 業	(パルプモールド) 鶏卵トレー等 (畜産用) 青果物トレーおよびポット (農業用) 輸送用緩衝材 (工業用) (段ボール) 段ボールケース (農畜産用、食品用、工業用) 段ボールシート (製函用)
包 装 機 能 材 事 業	(フィルム) ポリスチレンフィルム (食品用、工業用) キャスト製法プラスチックフィルム (食品用、工業用) (樹脂袋) 重包装ポリエチレン袋 (肥料用、合成樹脂用、化学薬品用) (紙袋) 大型クラフト紙袋 (合成樹脂用、化学薬品用、製粉用、飼料用) ラミネート製品 (大型クラフト紙袋用)
そ の 他	各種情報機器販売、映像・デザイン等の各種情報コンテンツの制作業等

(8) 主要な営業所および工場

1) 当社

本社	北九州市八幡東区	
営業所	パルプモウルド 東北営業課	(青森県上北郡)
	パルプモウルド 関東営業課	(茨城県北茨城市)
	パルプモウルド 西日本営業課	(福岡県鞍手郡)
	フィルム 東京営業課	(東京都中央区)
	フィルム 九州営業課	(福岡県鞍手郡)
	紙袋 東京営業課	(東京都中央区)
	紙袋 九州営業課	(北九州市小倉南区)
	紙袋 シンガポール営業課	(シンガポール共和国)
	段ボール 北九営業課	(福岡県直方市)

工場	パルプモウルド 東北工場	(青森県上北郡)
	パルプモウルド 関東工場	(茨城県北茨城市)
	パルプモウルド 九州工場	(福岡県鞍手郡)
	フィルム 関東工場	(茨城県北茨城市)
	フィルム 九州工場	(福岡県鞍手郡)
	紙袋 北九州工場	(北九州市小倉南区)
	段ボール 北九州工場	(福岡県直方市)

2) 子会社	株式会社アクシス	(北九州市八幡西区)
	CORE PAX(M) SDN. BHD.	(マレーシア国ジョホール州)
	大連大石包装有限公司	(中華人民共和国大連市)
	ENCORE LAMI SDN. BHD.	(マレーシア国ジョホール州)

(9) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
541名〔150名〕	12名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
346名〔134名〕	10名増	40.3歳	16.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(Malaysia)Berhad	1,353 (39百万RM)

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数
- 9,328,000株(自己株式1,308,598株を含む)
- (2) 株 主 数
- 766名
- (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 村 泰 子	709千株	8.85%
OSK社員持株会	470千株	5.86%
王子ホールディングス株式会社	463千株	5.78%
三井住友海上火災保険株式会社	446千株	5.56%
株式会社西日本シティ銀行	378千株	4.72%
株式会社福岡銀行	373千株	4.66%
株式会社北九州銀行	351千株	4.38%
伊藤忠紙パルプ株式会社	309千株	3.85%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	215千株	2.68%
日本生命保険相互会社	173千株	2.16%

(注) 持株比率は自己株式（1,308,598株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 英 輝	大連大石包装有限公司 董事長
専 務 取 締 役	吉 田 伸 一	
常 務 取 締 役	大久保 則 夫	フィルム事業部、紙袋事業部担当、CORE PAX(M) SDN. BHD.取締役社長、ENCORE LAMI SDN. BHD.取締役社長
常 務 取 締 役	久 継 雅 夫	パルプモールド事業部、段ボール事業部、開発部担当、技術部長
取 締 役	田 中 英 雄	執行役員管理部長
常 任 監 査 役	高 野 滋	
監 査 役	長 門 博 之	長門博之法律事務所 代表者 弁護士
監 査 役	川 本 惣 一	株式会社西日本シティ銀行 代表取締役副頭取

- (注) 1. 平成26年6月24日開催の第68期定時株主総会において、川本惣一氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役の三嶋正廣氏および岸井廣志氏、監査役の樋口和繁氏は、平成26年6月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 長門博之氏および川本惣一氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、長門博之氏を、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は従来、当社事業に精通した社内出身者である取締役を中心とした取締役会での意思決定を行っており、社外取締役の選任には至っておりませんでした。しかしながら、取締役会の監督機能強化を図るため、社外取締役を置くことが有効であるという認識に至り、本定時株主総会において、社外取締役の選任を提案しております。

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の会社における地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	会社における地位		担当および重要な兼職の状況		異動年月日
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	
中 村 英 輝	代表取締役会長	代表取締役社長	異 動 な し		平成27年4月1日
大久保 則 夫	代表取締役社長	常務取締役	経営全般の執行責任者、営業部門を統括	フィルム事業部、紙袋事業部担当、CORE PAX (M) SDN. BHD. 取締役社長、ENCORE LAMI SDN. BHD. 取締役社長	
久 継 雅 夫	異 動 な し		製造・技術・開発部門を統括、技術部長	パルプモールド事業部、段ボール事業部、開発部担当、技術部長	

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7名	108百万円		
監査役	4名	18百万円	(うち社外監査役	3名 2百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額16百万円以内であります。(昭和56年12月22日開催の第35期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円以内であります。(昭和56年12月22日開催の第35期定時株主総会決議)
3. 使用人兼務取締役3名(平成26年4月1日から定時株主総会前日までは3名、定時株主総会から平成27年3月31日までは1名)に対する使用人給与相当額9百万円は含まれておりません。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額12百万円(取締役11百万円、監査役1百万円)を含んでおります。
5. 上記支給額のほか、平成26年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し38百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

- 1) 社外取締役の兼職の状況(他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合)
社外取締役はおりません。
- 2) 社外監査役の兼職の状況(他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合)
社外監査役 長門 博之 氏
イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
長門博之法律事務所 代表者
当社と長門博之法律事務所との間に特別な関係はありません。
- . 社外役員の主な活動状況
当事業年度中に開催の取締役会15回のうち13回、また監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- 社外監査役 川本 惣一 氏
イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
株式会社西日本シティ銀行 代表取締役副頭取
株式会社西日本シティ銀行は、当社の上位10名内の株主であり取引銀行でもあります。
- . 社外役員の主な活動状況
当事業年度中、当社監査役就任後に開催の取締役会11回のうち8回、また監査役会6回のうち6回に出席し、必要に応じ主に豊富な経験を有する経営者の観点から発言を行っております。
- 3) 社外役員との責任限定契約の内容の概要
当社と各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1) 会計監査人としての報酬等の額 28百万円

2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社3社（CORE PAX(M) SDN. BHD.、大連大石包装有限公司およびENCORE LAMI SDN. BHD.）につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が法令に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を、次のとおりとしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、取締役・監査役・使用人の行動規範を次のように定めている。

企業活動の前提として、法令及びその精神を順守することはもちろん、社会的規範や良識に則った行動や倫理観の涵養等が強く求められていることを十分に認識し、「優良な企業」として社会に受け入れられ、社会とともに発展していく。また、本規範の実践が企業の社会的責任であると自覚する。

2) 取締役は、この実践のため「企業理念」「大石産業グループ企業倫理綱領」に従い、大石産業グループ全体における企業倫理の順守および浸透を率先垂範して行なう。

3) 法令順守および社会規範、倫理を統括する組織として、社長を委員長とする「倫理委員会」を設け、大石産業グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書、その他の重要な情報を、社内規程に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。
 - イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - ニ. 取締役を決定者とする書類および付属書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- 2) 取締役会の議長は、情報の保存および管理を監視・監督する責任者となる。また、管理部は責任者を補佐する。
- 3) 上記1)に定める文書は、10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、必要に応じて「リスクマネジメント委員会」を招集し対応する。
- 2) 次のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - イ. 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - ロ. 不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - ハ. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - ニ. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役をはじめとする各取締役が行なう。また、業務執行に係る権限を執行役員に委譲し、取締役が職務を有効かつ効率的に遂行できるようにしている。
- 2) 取締役会の運営を効率的に行なうために、常務会等を適宜開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業理念」「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行なう体制を構築する。
- 2) 大石産業グループの使用人は、大石産業グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、大石産業グループの諸規程に従って、倫理委員会へ報告するものとする。倫理委員会では、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、適切な対策を決定する。
- 3) 大石産業グループにおける法令順守上疑義のある行為等については、内部公益通報保護規程に基づき、使用人が直接通報を行なう手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士に通報相談窓口を設置、運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程に則り、大石産業グループの業務効率化、適正化を図るとともに、リスク情報の伝達および営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付ける。

2)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社はグループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理する。

ロ. 子会社を含めたリスク管理を実施する機関としてリスクマネジメント委員会を運営し、必要に応じて委員会を招集し対応する。

3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、必要に応じて子会社に対して取締役および監査役等の派遣を行い、企業集団のガバナンスを行う。

4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社はグループ全体の役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

ロ. 当社の社内通報窓口では、子会社からの通報も受け付ける。

ハ. 当社の内部監査部門は子会社の内部監査を実施する。

(7) 監査役への報告に関する体制

1)取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役又は監査役会に都度報告するものとする。

2)前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を当社グループ及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査役による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1)監査役は取締役会に出席し、議事運営や決議内容などを監査するほか、常勤監査役による

社内重要会議への出席や、関係会社への往訪などを行なう。

2) 社外監査役を置き、対外透明性を担保するとともに、独立性要件を満足するものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「大石産業グループ企業倫理綱領」に表明の通り、社会的秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な経済活動に障害となる反社会的勢力とは一切関わりをもたず、毅然とした態度で臨むこととする。また、担当部署は、反社会的勢力に関して平素より情報の収集と管理に努め、必要に応じて警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取組むこととする。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流 動 資 産	9,736,296	流 動 負 債	5,085,647
現 金 及 び 預 金	3,573,883	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,301,952
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,929,006	電 子 記 録 債 務	1,602,868
電 子 記 録 債 権	269,952	短 期 借 入 金	716,843
商 品 及 び 製 品	776,465	リ ー ス 債 務	46,597
仕 掛 品	94,070	未 払 法 人 税 等	122,634
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	834,588	未 払 消 費 税 等	106,132
繰 延 税 金 資 産	93,406	賞 与 引 当 金	215,661
そ の 他	179,621	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	173,624
貸 倒 引 当 金	△14,698	そ の 他	799,332
固 定 資 産	9,160,706	固 定 負 債	2,491,881
有 形 固 定 資 産	6,917,614	長 期 借 入 金	704,740
建 物 及 び 構 築 物	2,767,776	リ ー ス 債 務	68,913
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,336,900	繰 延 税 金 負 債	23,903
土 地	1,558,217	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	182,999
リ ー ス 資 産	89,044	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,363,455
建 設 仮 勘 定	1,945	そ の 他	147,869
そ の 他	163,730	負 債 合 計	7,577,528
無 形 固 定 資 産	270,196	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,972,895	株 主 資 本	11,031,793
投 資 有 価 証 券	954,820	資 本 金	466,400
長 期 貸 付 金	16,424	資 本 剰 余 金	345,533
繰 延 税 金 資 産	253,089	利 益 剰 余 金	10,946,614
退 職 給 付 に 係 る 資 産	407,597	自 己 株 式	△726,754
そ の 他	400,730	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	282,834
貸 倒 引 当 金	△59,766	そ の 他 有 価 証 券	312,202
資 産 合 計	18,897,003	評 価 差 額 金	6,271
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△35,639
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,846
		少 数 株 主 持 分	
		純 資 産 合 計	11,319,474
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,897,003

連 結 損 益 計 算 書
(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

科 目		金 額
		千円
売 上 高		17,864,782
売 上 原 価		14,411,387
売 上 総 利 益		3,453,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,878,988
営 業 利 益		574,406
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,665	
受 取 賃 貸 料	193,474	
デ リ バ イ ブ 評 価 益	50,538	
そ の 他	86,367	348,046
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,448	
不 動 産 賃 貸 費 用	17,790	
為 替 差 損	47,291	
売 上 割 引	4,969	
そ の 他	13,135	124,636
経 常 利 益		797,815
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,117	1,117
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,159	6,159
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		792,773
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	291,710	
法 人 税 等 調 整 額	11,017	302,728
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		490,045
少 数 株 主 損 失		△15,202
当 期 純 利 益		505,248

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当連結会計年度期首残高	466,400	345,533	10,418,790	△726,726	10,503,998
会計方針の変更による 累積的影響額			158,906		158,906
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	466,400	345,533	10,577,697	△726,726	10,662,904
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△136,330		△136,330
当 期 純 利 益			505,248		505,248
自 己 株 式 の 取 得				△28	△28
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	368,917	△28	368,889
当連結会計年度期末残高	466,400	345,533	10,946,614	△726,754	11,031,793

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当連結会計年度期首残高	184,634	△93,899	△89,459	1,275	19,233	10,524,507
会計方針の変更による 累積的影響額						158,906
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	184,634	△93,899	△89,459	1,275	19,233	10,683,413
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△136,330
当 期 純 利 益						505,248
自 己 株 式 の 取 得						△28
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	127,567	100,171	53,820	281,558	△14,386	267,171
当連結会計年度変動額合計	127,567	100,171	53,820	281,558	△14,386	636,061
当連結会計年度期末残高	312,202	6,271	△35,639	282,834	4,846	11,319,474

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 (株)アクシス、CORE PAX(M)SDN.BHD.、大連大石包装有限公司、ENCORE LAMI SDN.BHD.

(2) 非連結子会社

- ・非連結子会社の名称 (株)ユニパック

なお、同社は現在営業活動を行っておりません。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その純資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、小規模会社であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社はありません。

- ・持分法を適用しない理由

非連結子会社に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

非連結子会社は上記1に記載の1社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、CORE PAX(M)SDN.BHD.、大連大石包装有限公司及びENCORE LAMI SDN.BHD.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、期末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

……時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品……主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕 掛 品……主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、親会社におけるパルプモールド部門の一部及び(株)アクシスの仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……主要原材料及び貯蔵品は、主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
補助材料は、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……主として定率法

(リース資産を除く) ただし、CORE PAX(M)SDN.BHD.、大連大石包装有限公司及びENCORE LAMI SDN.BHD.は定額法

なお、CORE PAX(M)SDN.BHD.、大連大石包装有限公司及びENCORE LAMI SDN.BHD.を除く国内連結会社において、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 7～65年

 機械及び装置 2～12年

また、CORE PAX(M)SDN.BHD.、大連大石包装有限公司及びENCORE LAMI SDN.BHD.を除く国内連結会社において、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無 形 固 定 資 産……ソフトウェア（自社利用）

(リース資産を除く) 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

 その他の施設利用権

 定額法（15年）

③ リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

④ 投 資 不 動 産……定額法

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末会計処理の方法における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までに帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が251,214千円、退職給付に係る負債が2,231千円、利益剰余金が158,906千円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

Ⅲ. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率が引き下げられることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の35.33%から32.78%に変更されております。また、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、32.01%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が29,483千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が39,779千円増加しております。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,110,351千円 |
| 2. 投資不動産の減価償却累計額 | 198,636千円 |

Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,328,000	—	—	9,328,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,308,548	50	—	1,308,598

(注) 増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	68,165	8.50	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月4日 取締役会	普通株式	68,165	8.50	平成26年9月30日	平成26年12月1日
計		136,330			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月25日開催の株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84,203	10.50	平成27年3月31日	平成27年6月26日

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、顧客の信用リスクにさらされております。また、外貨建て営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。原紙供給取引から生じる債権の一部について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、円貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、為替予約取引を行っております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務は、1年以内の支払期日であります。その一部には、外貨建てのものもあり、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内であります。借入金の使途は、設備投資資金（長期）であります。海外連結子会社では、借入金及び利息について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、現地通貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、通貨スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規程に沿って取引先の状況について定期的にモニタリングを行い、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、デリバティブ取引にあたっては、リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、原紙供給取引から生じる債権の一部について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、円貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、為替予約取引を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行っており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。海外連結子会社では、借入金及び利息について、将来の為替相場の変動リスクを回避し、現地通貨におけるキャッシュ・フローを確定させる目的で、通貨スワップ取引を行っております。この取引についても当社の規定に準じて、残高の管理等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、管理部財務が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結２ヶ月分に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	3,573,883	3,573,883	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,929,006	3,929,006	—
(3) 電子記録債権	269,952	269,952	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	884,095	884,095	—
資産 計	8,656,937	8,656,937	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,301,952)	(1,301,952)	—
(6) 電子記録債務	(1,602,868)	(1,602,868)	
(7) 短期借入金	(512,700)	(512,700)	—
(8) 未払法人税等	(122,634)	(122,634)	—
(9) 設備関係電子記録債務	(173,624)	(173,624)	—
(10) 長期借入金	(908,883)	(912,673)	3,789
負債 計	(4,622,664)	(4,626,454)	3,789
(11) デリバティブ	94,282	94,282	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等、(9) 設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、上記表には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(11) デリバティブ

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：千円)

	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
米ドル	27,057	—	177	177
通貨スワップ取引				
受取 米ドル				
支払 マレーシアリングット	908,883	704,740	94,104	94,104
合 計	935,941	704,740	94,282	94,282

時価の算定方法

為替予約取引については、先物相場を使用しております。

通貨スワップ取引については、契約を締結している金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額70,725千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

千葉県その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む。）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
382,551	1,685,816

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であり、投資その他の資産のその他等を含めて表示しております。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」及び固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,410円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 63円00銭 |

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が19.82円増加しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

確定拠出年金制度への一部移行について

当社及び国内連結子会社は、平成27年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

この移行により、翌連結会計年度の特別利益として166,629千円を計上する見込みであります。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流動資産	9,098,298	流動負債	4,579,327
現金及び預金	3,256,633	買掛金	1,547,655
受取手形	657,886	電子記録債務	1,602,868
電子記録債権	269,952	リ－ス債務	46,597
売掛金	3,194,051	未払金	608,840
商品及び製品	625,740	未払費用	99,852
仕掛品	61,209	未払法人税等	124,333
材料及び貯蔵品	377,333	未払消費税等	98,018
前払費用	42,388	預り金	84,908
繰延税金資産	92,623	賞与引当金	192,627
短期貸付金	20,058	設備関係電子記録債務	173,624
未収金	508,316	固定負債	1,414,368
その他の金	7,455	リ－ス債務	68,913
貸倒引当金	△15,350	退職給付引当金	1,016,181
固定資産	7,507,862	役員退職慰労引当金	182,999
有形固定資産	4,950,511	その他の他	146,273
建物	1,522,590	負債合計	5,993,695
構築物	138,636	純資産の部	
機械装置	1,610,864	株主資本	10,300,263
車両運搬具	5,472	資本金	466,400
工具器具備品	105,016	資本剰余金	345,533
土地	1,459,050	資本準備金	345,388
リース資産	107,509	その他資本剰余金	144
建設仮勘定	1,371	利益剰余金	10,215,083
無形固定資産	87,689	利益準備金	116,600
借入金	11,660	その他利益剰余金	10,098,483
ソフトウエア	26,973	別途積立金	9,250,000
電話加入権	7,278	繰越利益剰余金	848,483
その他の施設利用権	41,777	自己株式	△726,754
投資その他の資産	2,469,661	評価・換算差額等	312,202
投資有価証券	944,820	その他有価証券評価差額金	312,202
関係会社株	469,495	純資産合計	10,612,465
関係会社出資金	5,185	負債・純資産合計	16,606,161
長期貸付金	295,651		
破産更生債権等	15,024		
長期前払費用	1,541		
前年保証金	3,030		
差入不金	196,655		
投資延税の金	13,818		
繰延税金資産	305,696		
貸倒引当金	216,897		
	9,593		
	△7,752		
資産合計	16,606,161		

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

科 目		金 額
		千円
売 上 高		17,264,584
売 上 原 価		14,148,920
売 上 総 利 益		3,115,663
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,556,392
営 業 利 益		559,271
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,326	
受 取 賃 貸 料	208,894	
為 替 差 益	37,705	
そ の 他	83,259	346,184
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119	
不 動 産 賃 貸 費 用	23,489	
売 上 割 引	4,969	
そ の 他	12,941	41,520
経 常 利 益		863,935
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,117	1,117
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,159	6,159
税 引 前 当 期 純 利 益		858,892
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	287,850	
法 人 税 等 調 整 額	16,651	304,501
当 期 純 利 益		554,391

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	千円 466,400	千円 345,388	千円 144	千円 345,533
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	466,400	345,388	144	345,533
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	466,400	345,388	144	345,533

	株 主 資 本				自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	116,600	8,750,000	785,982	9,652,582	△726,726	9,737,790
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			144,439	144,439		144,439
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	116,600	8,750,000	930,422	9,797,022	△726,726	9,882,229
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△136,330	△136,330		△136,330
別 途 積 立 金 の 積 立		500,000	△500,000	—		—
当 期 純 利 益			554,391	554,391		554,391
自 己 株 式 の 取 得					△28	△28
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	500,000	△81,938	418,061	△28	418,033
当 期 末 残 高	116,600	9,250,000	848,483	10,215,083	△726,754	10,300,263

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	千円 184,634	千円 184,634	千円 9,922,424
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			144,439
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	184,634	184,634	10,066,864
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△136,330
別 途 積 立 金 の 積 立			—
当 期 純 利 益			554,391
自 己 株 式 の 取 得			△28
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	127,567	127,567	127,567
当 期 変 動 額 合 計	127,567	127,567	545,600
当 期 末 残 高	312,202	312,202	10,612,465

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商 品 及 び 製 品……月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下
仕 掛 品 による簿価切下げの方法）

ただし、パルプモールド部門の仕掛品の一部は個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料 及 び 貯 蔵 品……主要原材料及び貯蔵品は、月別総平均法による原価法（貸借対照表価額
については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

補助材料は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）
については定額法

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却した翌期から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無 形 固 定 資 産……ソフトウェア（自社利用）

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の施設利用権

定額法（15年）

(3) リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 投 資 不 動 産……定額法

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却した翌期から5年間で均等償却する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
- (3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までに帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法による按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
 - ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法……………為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
 - ヘ ッ ジ 手 段 と ヘ ッ ジ 対 象……………ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建て営業取引に係る債権
 - ヘ ッ ジ 方 針……………内規に基づき、外貨建て営業取引に係る債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として1年を超える長期契約は行わない方針であります。
 - ヘ ッ ジ 有 効 性 評 価 の 方 法……………有効性の評価については、期末日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レート比較により評価を行っております。
- (2) 退職給付に係る会計処理方法……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費 税 等 の 会 計 処 理 方 法……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が171,403千円、利益剰余金が144,439千円それぞれ増加し、退職給付引当金が51,945千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,436,431千円 |
| 2. 投資不動産の減価償却累計額 | 259,271千円 |
| 3. 保証債務 | |

CORE PAX(M)SDN.BHD.及びENCORE LAMI SDN.BHD.の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

- | | |
|---------------------|---------------|
| | 1,391,789千円 |
| うち外貨建 | 〔 43,009千RM 〕 |
| | 1,391,789千円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び債務 | |
| 短期金銭債権 | 474,217千円 |
| 短期金銭債務 | 403,780千円 |

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| 関係会社との取引高 | 売上高 | 1,139千円 |
| | 仕入高 | 2,683,493千円 |
| | 製造原価 | 24,948千円 |
| | 販売費及び一般管理費 | 71,211千円 |
| | 営業取引以外の取引 | 33,875千円 |

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	9,328,000	—	—	9,328,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,308,548	50	—	1,308,598

（注） 増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	68,165	8.50	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月4日 取締役会	普通株式	68,165	8.50	平成26年9月30日	平成26年12月1日
計		136,330			

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月25日開催の株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84,203	10.50	平成27年3月31日	平成27年6月26日

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	325,779千円
賞与引当金	63,143千円
役員退職慰労引当金	58,886千円
減損損失	61,752千円
投資有価証券評価損	24,868千円
未払費用（法定福利費）	10,007千円
貸倒引当金	5,452千円
その他	24,709千円
繰延税金資産小計	574,599千円
評価性引当額	△86,059千円
繰延税金資産合計	488,540千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△116,051千円
前払年金費用	△62,966千円
繰延税金負債合計	△179,018千円
繰延税金資産の純額	309,521千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の35.33%から32.78%に変更されております。また、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、32.01%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が28,693千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が40,729千円増加しております。

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	住所	議決権所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	CORE PAX(M) SDN.BHD.	マレーシア国 ジョホール州	所有 直接100%	製品の購入	紙袋、フィルム 製 品 の 購 入 (注) 2	2,661,983	買掛金	320,280
				原材料の供給	原 材 料 の 供 給 (注) 2	1,272,573	未収金	368,517
				借入金の債務保証	保証債務 (注) 3	815,613		
				役員の兼任				
子会社	ENCORE LAMI SDN.BHD.	マレーシア国 ジョホール州	所有 直接 80%	借入金の債務保証 役員の兼任	保証債務 (注) 3	576,176	—	—

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引の価格については、市場価格を参考に決定しております。
3. 保証債務については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親者	川本 惣一	なし	当社監査役	資金の借入 (注)	300,000	—	—
			(株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取	借入金の返済	300,000	—	—
				支払利息 (注)	55	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の借入及び利息の支払については、監査役 川本 惣一氏が代表権を有する第三者（(株)西日本シティ銀行）との取引であり、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件で行っております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,323円35銭
2. 1株当たり当期純利益 69円13銭

- (注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が18.01円増加しております。

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

確定拠出年金制度への一部移行について

当社は、平成27年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。
この移行により、翌事業年度の特別利益として163,408千円を計上する見込みであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

大石産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 嶋 敦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 室 井 秀 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大石産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大石産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

大石産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大石産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業部門において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

大石産業株式会社	監査役会			
常任監査役(常勤)	高 野	滋	㊟	
社外監査役	長 門	博 之	㊟	
社外監査役	川 本	惣 一	㊟	

以 上

株主総会参考書類

議案に関する説明

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境の変化に備え、企業体質の強化と積極的な事業展開を図るため、引続き内部留保の充実に努めてまいりたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 550,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 550,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円50銭とし、加えて本年が創業90周年にあたることから、記念配当金を1株につき2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は84,203,721円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会および取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第15条および第23条について所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条および第35条の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更にしましては各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条（条文省略） （招集権者および議長） 第15条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役会長、取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第16条～第22条（条文省略） （取締役会の招集権者および議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第27条（条文省略） （取締役の責任免除） 第28条（条文省略）	第1条～第14条（現行通り） （招集権者および議長） 第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第16条～第22条（現行通り） （取締役会の招集権者および議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第27条（現行通り） （取締役の責任免除） 第28条（現行通り）

現 行 定 款	変 更 案
2 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 第29条～第34条（条文省略） （監査役の責任免除） 第35条（条文省略） 2 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 第36条～第39条（条文省略）	2 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 第29条～第34条（現行通り） （監査役の責任免除） 第35条（現行通り） 2 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 第36条～第39条（現行通り）

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	中 村 英 輝 (昭和25年8月27日生)	昭和49年 4 月 (株)太陽神戸銀行（現 (株)三井住友銀行）入行 昭和56年 1 月 当社入社 昭和60年10月 当社購買部長 昭和61年12月 当社取締役購買部長 昭和62年 1 月 当社取締役経営企画室長 平成 元 年 6 月 当社代表取締役副社長 平成 3 年 6 月 当社代表取締役社長 平成14年 6 月 大連大石包装有限公司董事長 (現在に至る) 平成27年 4 月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	83,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	大久保 則 夫 (昭和27年8月20日生)	昭和 48年 3 月 当社入社 平成 5 年10月 当社モウルド事業部東北営業部長 平成 10年 4 月 当社モウルド東北事業所長 平成 10年 7 月 CORE PAX(M)SDN. BHD. 取締役 社長 平成 10年10月 当社海外事業所統括部長 平成 13年10月 当社海外事業部長 平成 15年 6 月 当社取締役海外事業部長 平成 17年 4 月 当社取締役海外事業部長兼樹脂事業 および紙袋事業統括 平成 17年 7 月 CORE PAX(M)SDN. BHD. 取締役 平成 18年 4 月 当社取締役樹脂事業、紙袋事業およ び海外事業統括 平成 21年 6 月 当社常務取締役紙袋事業、海外事業 および技術部統括 平成 22年 4 月 当社常務取締役紙袋事業部長、海外 事業および技術部統括 平成 23年 4 月 当社常務取締役紙袋事業部長、 技術部統括、CORE PAX(M)SDN. BHD. 取締役社長 平成 24年 4 月 当社常務取締役紙袋事業部長兼 CORE PAX(M)SDN. BHD. 取締役 社長 平成 25年 6 月 当社常務取締役紙袋事業部長兼 CORE PAX(M)SDN. BHD. 取締役社長およびENCORE LAMI SDN.BHD.取締役社長 平成 26年 4 月 当社常務取締役フィルム事業部、 紙袋事業部担当、CORE PAX(M) SDN. BHD.取締役社長、ENCORE LAMI SDN. BHD.取締役社長 平成 27年 4 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	35,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	久 継 雅 夫 (昭和28年6月9日生)	昭和49年 6 月 当社入社 平成12年 4 月 当社モウルト事業部製造部長 平成17年 4 月 当社フィルム事業部長 平成19年 6 月 当社取締役フィルム事業部長 平成24年 4 月 当社取締役フィルム事業部長兼技術部長 平成26年 4 月 当社取締役パルプモウルト事業部、 段ボール事業部、開発部担当、技術部長 平成26年 6 月 当社常務取締役パルプモウルト事業部、 段ボール事業部、開発部担当、技術部長 平成27年 4 月 当社常務取締役製造・技術・開発部門を統括、技術部長 (現在に至る)	21,000株
4	田 中 英 雄 (昭和31年2月27日生)	昭和54年 3 月 当社入社 平成16年 4 月 当社段ボール事業部営業部長 平成17年 4 月 当社段ボール事業部長 平成21年 6 月 当社取締役段ボール事業部長 平成26年 4 月 当社取締役執行役員管理部長 (現在に至る)	15,000株
5	高 田 圭 二 (昭和36年10月30日生)	昭和59年 4 月 (株)福岡銀行入行 平成18年 7 月 同行東久留米支店長 平成20年 4 月 同行東京事務所長 平成22年 4 月 同行大牟田支店長 平成26年 7 月 当社管理部 部長 (現在に至る)	2,000株
6	長 門 博 之 (昭和26年7月29日生)	昭和56年 4 月 弁護士登録 昭和61年 4 月 長門博之法律事務所設立 (現在に至る) 平成22年 6 月 当社監査役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田圭二氏および長門博之氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 長門博之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 長門博之氏は、本総会終結の時をもって当社監査役を辞任いたします。
5. 長門博之氏は、弁護士としてこれまで培ってきた豊富な知識と経験を有しており、当社社外監査役在任期間において、客観的な立場から発言、助言をいただき、その職責を十分に果たしていただいております。今後は社外取締役として業務執行に対する監督をしていただくため、社外取締役候補者とするものであります。
6. 当社は、長門博之氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 長門博之氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
8. 当社と長門博之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする趣旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役2名は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠選任されます監査役の任期は、当社定款に基づき、前任者の任期の満了すべき時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであり、宮地郁夫氏を高野滋氏の、福地昌能氏を長門博之氏の補欠候補者としております。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	宮 地 郁 夫 (昭和38年1月8日生)	昭和60年 4 月 (株)西日本銀行（現 (株)西日本シティ 銀行）入行 平成15年 6 月 同行豊前支店長 平成17年 2 月 同行三萩野支店副支店長 平成19年 5 月 同行城野支店長 平成21年 1 月 同行営業推進部主任調査役 平成24年 1 月 同行大分支店長 平成26年 1 月 同行監査部長 (現在に至る)	0株
2	福 地 昌 能 (昭和29年9月15日生)	昭和53年10月 監査法人中央会計事務所入社 昭和57年 3 月 公認会計士開業登録 平成 4 年 8 月 中央監査法人社員 平成 7 年 7 月 福地公認会計士事務所設立 (現在に至る)	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮地郁夫氏および福地昌能氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 宮地郁夫氏および福地昌能氏は、社外監査役候補者であります。
4. 両氏を社外監査役候補者として選任した理由は次のとおりであります。
- (1) 宮地郁夫氏は、地場大手企業で培ってきた豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し、助言・提言をいただき、客観的立場から当社経営の監査をしていただくため社外監査役候補者とするものであります。
- (2) 福地昌能氏は、公認会計士として培ってきた豊富な知識と経験を有していることから、客観的な立場で当社経営の監査をしていただくため、社外監査役候補者とするものであります。
5. 福地昌能氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
6. 宮地郁夫氏および福地昌能氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役吉田伸一および監査役高野滋の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社内規の範囲内において相当額の退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
吉 田 伸 一	平成 9 年 6 月 当社取締役 平成19年 6 月 当社常務取締役 平成21年 6 月 当社専務取締役 (現在に至る)
高 野 滋	平成15年 6 月 当社監査役 平成24年 6 月 当社常任監査役 (現在に至る)

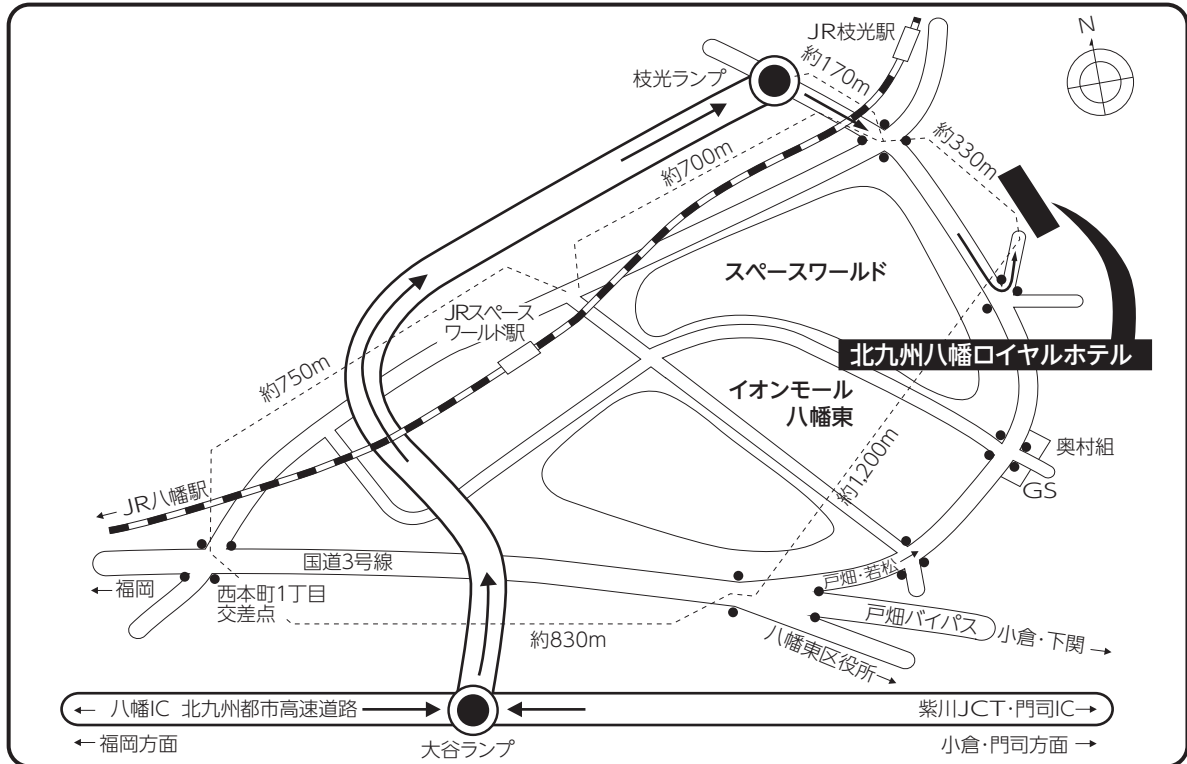
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号

TEL (093) 662-1020

北九州八幡ロイヤルホテル ロイヤルホール（2階）



■交通

- ・車でお越しの方…北九州都市高速 枝光ランプより車で2分
- ・公共交通機関でお越しの方…JR枝光駅より徒歩8分

